届出製造及び修理事業者の特定計量器検査規則の作成例

検査規則の作成についての規定→規則第8条（第13条が準用する場合を含む）

特定計量器検査規則

（注：*斜字の箇所*は、修理事業ではカッコ内の内容。検査規則の名称、体裁は事業者独自のもので可。）

第１章 　総則

(目　的)

第1条　この特定計量器検査規則(以下「規則」という。)は、計量法*第43条*(第47条)に基づき、○○○会社が*製造*(修理)する特定計量器[事業区分：○○○。対象の特定計量器：○○○､･･･]の品質を確保するための必要な事項を定め、適正な特定計量器*製造*(修理)事業の実施を図ることを目的とする。

　　　（検査規則制定の根拠となる計量法の該当箇条と事業区分とその対象となる特定計量器の種類等を記載する。）

(組　織)

第2条　特定計量器の製造に係る所管部署は○○○部[課]とし、以下組織は別紙１のとおりする。

(別紙とする場合には、各事業者の当該事業に係る組織図を作成し、添付する。検査規則本文中でも良い。)

(検査管理責任者及び検査管理者)

第3条　本規則の円滑な実施を確保するため検査部門を設置し、検査管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び検査管理者(以下「管理者」という。)により構成する。

2 管理責任者は事業所の長、又はこれに準ずる者とする。

3　管理責任者の職務は次のとおりとする。

 　一　検査部門から管理者の任命及び監督。（必要に応じて実施）

 　 二　特定計量器検査細則(以下「細則」という。)の制定及び改訂

 　 三　検査設備の管理及び整備の統括

 　四　特定計量器の検査方法の改善及び指導

 　 五　特定計量器の検査の実施に係わる統括

 　六　検査設備の管理記録及び特定計量器の検査記録の保存の統括

 　七　検査結果を評価し品質水準の向上に努める

 　八　その他、適正な検査の実施を確保するための必要な措置

4　管理者の職務は次のとおりとする。

　　一　検査設備の定期点検の実施

　二　検査実務者への指導・教育

三　検査結果の報告及び記録の保存

　　(小規模事業所については、「管理責任者」及び「管理者」等の兼務を妨げない。)

第２章　検査設備

(管理台帳)

第4条　検査設備(基準器等を含む)の名称・性能・用途・数量及び点検記録等は別紙２の「管理台帳」のとおりとする。(管理台帳の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。)

(保存)

第5条　管理台帳の保存期間は当該設備が管理対象として存在する間とする。

　　　　(保存期間は、器物廃棄後○○年としてもよい。)

(管理及び整備の方法)

第6条　検査設備の管理及び整備の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

(「細則」を設ける場合には、設備の保管場所の平面図、配置図、基準器の有効期間及び更新周期の管理、その他設備の検査周期、日常点検の方法、管理責任者等の具体的な管理方法を記載する。検査規則本文中でも良い。)

第３章　検査

(検査の種類)

第7条　検査の種類は次のとおりとする。

一　材料・部品等の受け入れ検査

　二　部品等の組み立てにおける工程検査

　三　計量器としての完成品検査(構造・器差)

　四　製品としての出荷検査(梱包を含む)

(検査の頻度)

第8条　検査は原則として全数検査とする。ただし、受け入れ検査及び工程検査については、データ等に基づき抜取検査も可能とする。

(検査の方法)

第9条　検査の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。なお、検定対象計量器については構造及び器差ともに特定計量器検定検査規則（以下「検則」という。）及び検則から引用するJISの規定に準じて行うものとする。

2　法第49条第2項により、型式承認された構造の範囲を超える修理をした時には型式承認表示を除去しなければならないが、同条同項のただし書きにより、修理するはかりの型式承認番号による承認部品を使用した修理をした時には型式承認表示を除去しなくても良い。

3　検定証印が付された特定計量器を修理した後の検定証印の取扱いや検定受検については次のとおりとする。

①施行規則第10条の軽微な修理の内容及び施行規則第11条の簡易修理(法49条1項のただし書きの技術基準と使用公差を満たすことを検査し確認した場合に限る)の場合、検定証印を除去しなくても良い。

②上記①以外の修理をした場合又は器差を調整した場合には、検定証印を除去し、さらに取引証明に使用する場合には検定を受検しなければならない。

(「細則」を設ける場合には、基準となるJIS規格番号等、（修理の場合）検定を要す修理となる修理内容（修理する範囲の把握）、具体的な検査の方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

第４章　不合格品等の処置

(処置の方法)

第10条　 不合格品が発生した場合には、次のことを厳守する。

　一　受け入れ検査及び工程検査で不合格品が発生した場合には、次工程に送らない。

　二 完成品検査及び工程検査で不合格が発生した場合には、再調整又は廃棄措置を講ずる。

三　完成後検査、○○ヶ月以上倉庫等に保管されていたものについては、出荷にあたり再度完成品検査を実施する。

 四　管理責任者は不合格品が多数発生した場合には、原因を究明し対策を講ずる。

 五　その他、詳細については、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

2　不合格品を廃棄又は所有者に返却するときは検定証印が除去されていることを確認する。

 (｢細則｣を設ける場合には、具体的な方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

第５章　記録の保存

(検査記録の保存)

第11条　検査結果については、別紙３の「検査記録」に記録を取るとともに○○年保存する。

（記録の保存は、最低３年以上とする。なお、有効期間を有する特定計量器の保存期間は、計量器毎の有効期間を考慮し制定する。検査記録の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。）

(事業実績の記録の保存)

第12条　特定計量器の*製造及び修理に係る実績数*（修理の実績数）を年度ごとに集計し、記録する。記録の保存期間は検査記録に準ずる。

第6章　その他

（変更等の届出及び事業実績の報告）

第13条　*法第40条第1項*（法第46条第1項）に規定する届出事項に変更が生じた時は、又は、事業を廃止した時は、*本事業の主たる事業場の所在場所を所轄する○○道府県知事を経由して経済産業大臣*（東京都知事）に規定の様式により変更の届出をする、又は、廃止の届出をする。（製造事業における届出は、主たる事業場が所在する都道府県の知事を経由して経済産業大臣に届け出る。修理事業の届出先は東京都知事から事務の委任を受けている東京都計量検定所長です。）

2　特定計量器の*製造*（修理）の実績数は、規則第96条の規定により、事業所の所在地を管轄する行政庁へ指定の様式で年度毎に報告を行う。

 附　則

 この規則は、令和　　年　　月　　日　から施行する。

改定履歴

|  |  |
| --- | --- |
| 施行日 | 改定概要 |
| xx.xx.xx | 検査規則を制定。 |
| xx.xx.xx | ・・・を変更 |
| xx.xx.xx | 全面改定・・・・・・・ |
| xx.xx.xx | ・・・を変更 |